

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

6 年 6 月 4 日

八 戸 市 長 殿

提出者

住 所 八戸市田向三丁目1番1号

氏 名 八戸市立市民病院事業
管理者 今 明秀
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0178-72-5037



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

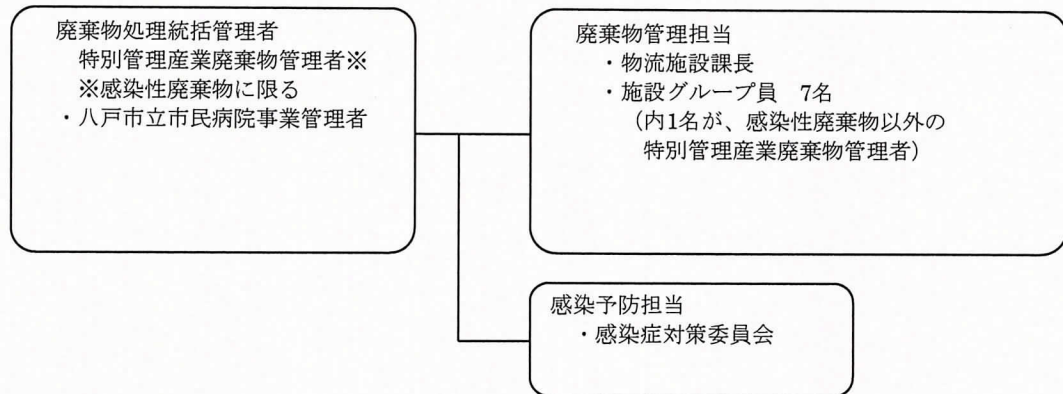
事業場の名称	八戸市立市民病院
事業場の所在地	八戸市田向三丁目1番1号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	病床628床
③ 従業員数	1,488人(令和6年6月1日時点)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油（キシレン）
	排 出 量	464.22 t	0.62 t
	（これまでに実施した取組） 感染性廃棄物については、院内感染予防の観点から本来非感染性の廃棄物であっても感染の疑いがある場合は感染性廃棄物として処理しているが、新型コロナウイルスが5類となったため、マスクやディスポ製品の利用が減少傾向となり、感染性廃棄物の排出量が前年度より減少した。キシレンについては病理検査にて発生しているものであるが、検査件数が前年度より減少したことにより、排出量も減少した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油（キシレン）
	排 出 量	464.22 t	0.62 t
	（今後実施する予定の取組） 感染性廃棄物については、感染対策上の観点からディスポ製品の利用をせざるを得ない場合も多く、排出量の削減は難しい状況であるが、分別を行うなどして適切な処理と排出量削減に努める。キシレンについては、現在の検査方法が変わらない限り使用されるものであり、昨年度と同等の検査数が予想されるので、現状の0.62tを排出量目標とする。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油（キシレン）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油（キシレン）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油（キシレン）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油（キシレン）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油（キシレン）
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油（キシレン）
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油（キシレン）
	全 処 理 委 託 量	464.22 t	0.62 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	464.22 t	0.62 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
	当院で発生する特管物は、その性質上院内での分別・再利用は不可能であるので、全処理を委託している。委託した場合でも、熔融スラッジ等を再利用している業者へ委託している。キシレンは性質上再利用が困難であるため、適切に収集運搬・処分を行うことが可能な業者へ委託している。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油（キシレン）
	全 処 理 委 託 量	464.22 t	0.62 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	464.22 t	0.62 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物については、廃棄物の性質上院内での分別・再利用は不可能であるため、今後も全処理を業者へ委託する。 委託した場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理を行う。また、処理後の残渣は再利用されることが望ましいので、溶融スラッジ等を再利用している処理業者に委託する。 キシレンについては適切に収集運搬処分を行うことができる業者へ委託する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	464.22 t	
	(今後実施する予定の取組等) 令和2年4月1日から、感染性廃棄物について電子manifestの使用を開始した。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。